

監査公告第 8 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和元年 12 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

建設部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、次のとおり意見を付す。

昨年度、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定が行われた。

まさに加賀市百年の計と言えるものであるが、あくまで誘導であり、強制力のあるものではない。

ゆえに、今後これをどのように進めていくかが肝心である。

他部署と十分に連携を図り、自信と責任を持って業務を推進されることを大いに期待している。

措 置

都市計画マスタープランは、長期的な視野に立ち、都市の将来像を明らかにするまちづくりの方針です。また、立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化社会においても持続可能な都市経営ができるよう、都市機能増進施設や居住を誘導するものです。

両計画とも密接に関連しているため、都市の将来像や目標年次など整合を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進する概ね20年後を展望した計画としています。

どちらも長期的な計画であるため、市民に理解を得ながら粘り強く取り組んでいくことが重要と考えており、持続可能な都市を形成するにあたり、他部署と連携しながら居住誘導を図りつつ、場合によっては都市計画による規制を見直すなど、あらゆる視点で施策を推進していきます。